

事務連絡
平成27年1月30日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

新たな貸切バスの運賃・料金制度の周知について（依頼）

標記につきまして、別添写しのとおり文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から周知依頼がありました。

つきましては、スクールバス運送を行う場合における運賃及び料金の適用方法に関し、御理解の上、御対応いただくようお願いいたします。また、県バス協会や運輸局より、説明会開催の案内があった場合には御参加いただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

埼玉県教育局県立学校部保健体育課
学校安全担当 山中
TEL 048-830-6964
FAX 048-830-4971



事 務 連 絡
平成27年1月28日

各都道府県・指定都市教育委員会総務・学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課

新たな貸切バスの運賃・料金制度の周知について（依頼）

「貸切バス選定・利用ガイドライン」の一部改定については、平成26年4月30日付け、同年9月18日付け及び同年12月5日付け事務連絡にて周知を依頼しているところですが、このたび、国土交通省より別紙1のとおり、スクールバス運送を行う場合における運賃及び料金の適用方法に関し、再度の周知依頼がありましたのでお知らせします。

新たな運賃・料金制度は、貸切バス事業者が、利用者の安全に関わる費用（安全コスト）を運賃・料金に適切に反映し、安全・安心な輸送サービスを提供するために導入されています。次年度のスクールバス運送契約の締結に向けては、新たな運賃・料金制度及びスクールバス運送を行う場合における運賃計算方法を御理解の上、御対応いただくようお願いいたします。また、各都道府県バス協会又は各地方運輸局より説明会開催の案内があった場合には参加を促していただく等、新たな制度の周知に御協力いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、お知らせいただくようお願いいたします。

【問合せ先】

○通知に関すること

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係

tel : 03-5253-4111(2917) fax : 03-6734-3794

文部科学省初等中等教育局財務課庶務・助成係

tel : 03-5253-4111(3207) fax : 03-6734-2566

文部科学省高等教育局私学部私学行政課企画係

tel : 03-5253-4111(2533) fax : 03-6734-3395

○「ガイドライン」及び「運賃・料金制度」に関すること 地方運輸局・運輸支局（別紙2参照）

事務連絡

平成27年1月27日

文部科学省

スポーツ・青少年局学校健康教育課 御中

初等中等教育局財務課 御中

高等教育局私学部私学行政課 御中

国土交通省 自動車局旅客課

一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合
における運賃及び料金の適用に関する周知徹底について（依頼）

貸切バスの運賃・料金については、昨年4月に新たな貸切バスの運賃及び料金制度（以下単に「新運賃制度」という。）へ移行したところであり、一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合にあっては新たな運賃・料金制度を適用した計算に基づくことになっております。

昨秋、スクールバス運送に関して、朝・夕の登下校時に運送されるという運送形態を踏まえ、合理的な計算方法が適用できるよう事務連絡を発出し、貴省の協力を得て全国の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等に対して周知徹底を図ってきたところであります。

スクールバス運送による通学を実施している学校等では、一般貸切旅客自動車運送事業者との間で、次年度のスクールバス運送契約の締結に向けた手続きが本格化していく状況にあり、このような状況の中において、新たな運賃料金制度及びスクールバス運送契約に係る算定に際するスクールバス運送に係る合理的な計算方法の適用が十分に理解されている必要があると考えております。

このため、現下の状況に鑑み、その遺漏なきを期するため、全国の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等に対し、新運賃制度及びスクールバス運送を行う場合における運賃及び料金の適用について、周知徹底のご協力をいただきますようお願いいたします。

また、国土交通省においても、日本バス協会及び各地方運輸局等に対し、教育関係者等に対する周知徹底に関する通知がなされています（別添参照）。説明会の機会の申し出があれば適切に対応頂きますよう各都道府県等の教育委員会や学校関係者に周知頂きますようお願い致します。

ご不明な点などがございましたら、各都道府県等の教育委員会や学校関係者の方々

より別添の運輸局及び運輸支局にお問い合わせ頂ければ幸いです。

〔お問合せ先〕

国土交通省自動車局旅客課バス産業活性化対策室 高瀬、岡部

Tel.03-5253-8111(代) 内線 41-224、41-252

(別添)
事 務 連 絡
平成27年1月27日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合
における運賃及び料金の適用方法に関する周知徹底について

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく学校などの児童生徒等の登下校時にスクールバス運送を一般貸切旅客自動車運送事業により行う場合の運賃及び料金については、別紙の平成26年10月31日付け事務連絡（以下単に「別紙事務連絡」という。）のとおり取り扱うことができることとしているところである。

スクールバス運送を一般貸切旅客自動車運送事業により行っている事業者は、スクールバス運送による通学を実施している学校等との間で、次年度のスクールバス運送契約の締結に向けた手続きが本格化していく状況にあり、このような状況の中において、新たな貸切バスの運賃料金制度（以下単に「新運賃制度」という。）とスクールバス運送契約に係る算定に際する別紙事務連絡の計算方法の適用について十分に理解されている必要がある。

このため、貴協会傘下会員等及び教育関係者に対し、下記の周知徹底方策を実施するよう各都道府県バス協会及び傘下会員に対して周知されたい。

なお、各地方運輸局自動車交通部長等に対し、別途周知徹底方策について通知したので申し添える。

記

1. 傘下会員たる一般貸切旅客自動車運送事業者に対する更なる周知徹底について
貴協会傘下会員たる一般貸切旅客自動車運送事業者に対して、遺漏無きを期する観点から、各都道府県バス協会を通じて、別紙事務連絡の再周知を図ること。
2. 教育関係者に対する周知徹底について
(1) 別紙事務連絡は昨秋以降に周知がなされていることから、各都道府県バス協会は、都道府県教育委員会や都道府県私学主管課（又は都道府県私学協会）に対して、新運賃制度及び別紙事務連絡について理解が得られるよう説明を行うこと。

- (2) 各都道府県バス協会は、本通知の発出後1ヶ月までに(1)の説明結果について、日本バス協会を通じて国土交通省に報告すること。
- (3) 各地方運輸局等が教育関係者（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会並びに都道府県私学主管課及び私立学校をいう。）向けに説明会を開催する場合、都道府県バス協会が説明するなど地方運輸局等と連携して実施すること。

事 務 連 絡
平成27年1月27日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合
における運賃及び料金の適用方法に関する周知徹底について

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく学校などの児童生徒等の登下校時にスクールバス運送を一般貸切旅客自動車運送事業により行う場合の運賃及び料金については、別紙の平成26年10月31日付け事務連絡（以下単に「別紙事務連絡」という。）のとおり取り扱うこととができるところとしているところである。

スクールバス運送を一般貸切旅客自動車運送事業により行っている事業者は、スクールバス運送による通学を実施している学校等との間で、次年度のスクールバス運送契約の締結に向けた手続きが本格化していく状況にあり、このような状況の中において、新たな貸切バスの運賃料金制度（以下単に「新運賃制度」という。）とスクールバス運送契約に係る算定に際する別紙事務連絡の計算方法の適用について十分に理解されている必要がある。

このため、一般貸切旅客自動車運送事業者及び教育関係者に対し、下記の周知徹底方策を実施するよう取り計らわれたい。

なお、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別途周知徹底方策について通知したので申し添える。

記

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する更なる周知徹底について

日本バス協会非加盟の一般貸切旅客自動車運送事業者に対して、新運賃制度及び別紙事務連絡の再周知を図るとともに、必要に応じて説明会を開催すること。

2. 教育関係者に対する周知徹底について

(1) 別紙事務連絡は昨秋以降に周知がなされていることから、各地方運輸局等は管轄内にある都道府県教育委員会及び都道府県私学主管課（又は都道府県私学協会）に、新

運賃制度及び別紙事務連絡に係る説明会の要否等を必ず確認し、要請があれば教育関係者（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会並びに都道府県私学主管課及び私立学校をいう。）向けに説明会の機会を設けること。

- (2) なお、(1)の説明会を開催する場合、都道府県バス協会が説明するなど、各地方運輸局等及び各都道府県バス協会の両者が連携して実施すること。

(別紙)
事 務 連 絡
平成26年10月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合
における運賃及び料金について

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく学校などの児童生徒等の登下校時にスクールバス運送を一般貸切旅客自動車運送事業により行う場合の運賃及び料金については、下記のとおり取り扱うこととするので、関係事業者に対し周知徹底を図るよう取り計らわれたい。

なお、本取扱いについては、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. スクールバス運送の運賃について

スクールバス運送における運賃については、当該運送が登下校時に運送され、かつ、登下校時の間に帰庫するという運送形態であることを踏まえ、1日に行われる当該運送を1つの運送として以下の計算方法を適用することができるものとする。

(1) 時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下、「点呼点検時間」という。）として1時間ずつ合計2時間と、登校及び下校時の走行時間（登校時及び下校時の運送の出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を累計した時間とを合算した時間に1時間当たりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、登校及び下校時の走行時間を累計した時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とする。

(2) キロ制運賃

登校及び下校時の走行距離（登校時及び下校時の運送の出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）を累計した距離に1キロ当たりの運賃額を乗じた額と

する。

(3) 運賃計算の基本

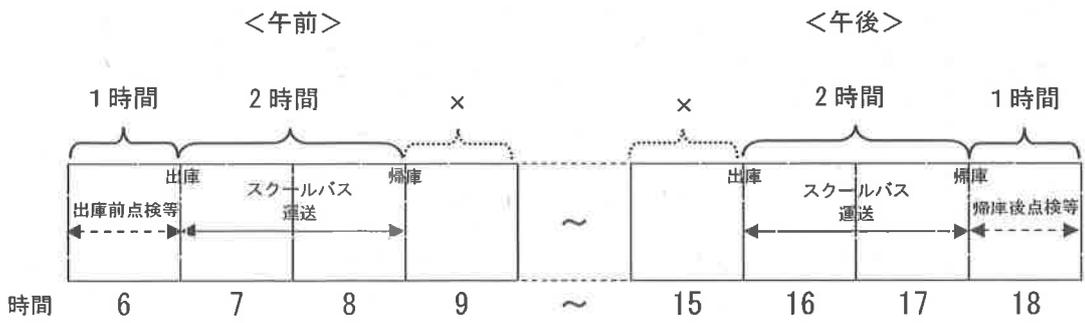
- ① 運賃は、車種区分別に計算した金額の上限額及び下限額の範囲内とする。
- ② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。
- ③ 走行時間の端数については、点呼点検時間と累計した走行時間を合算した時間に30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。
- ④ 走行距離の端数については、累計した距離に10キロ未満は10キロに切り上げる。

2. スクールバス運送の年間契約の計算方法について

「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」(平成26年3月31日付け国自旅第628号)4.の取扱いにおいて、スクールバス運送の年間契約を締結する際には、上記の計算方法を適用することができる。

スクールバス運行に係る運賃（時間制運賃）の計算方法について

スクールバス運行に係る運賃（時間制運賃）については、以下のとおり計算することができる。



⇒ スクールバス運送における運賃については、当該運送が登下校時に運送され、かつ、登下校時の間に帰庫するという運送形態であることを踏まえ、午前・午後に行われる当該運送を1つの運送として計算することができる。

- ※1 「スクールバス運送」部分の走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算する。
- ※2 1つの運送として計算した場合 ⇒ 6時間
(なお、2つの運送として計算した場合は10時間となる)

地方運輸局・運支局等の連絡先一覧

運輸局・運輸支局	電話番号
北海道運輸局	011 - 290 - 2741
札幌 運輸支局	011 - 731 - 7167
函館 運輸支局	0138 - 49 - 8863
旭川 運輸支局	0166 - 51 - 5272
室蘭 運輸支局	0143 - 44 - 3012
釧路 運輸支局	0154 - 51 - 2514
帯広 運輸支局	0155 - 33 - 3286
北見 運輸支局	0157 - 24 - 7631
東北運輸局	022 - 791 - 7529
青森 運輸支局	017 - 739 - 1502
岩手 運輸支局	019 - 638 - 2155
宮城 運輸支局	022 - 235 - 2515
秋田 運輸支局	018 - 863 - 5813
山形 運輸支局	023 - 686 - 4712
福島 運輸支局	024 - 546 - 0343
関東運輸局	045 - 211 - 7245
茨城 運輸支局	029 - 247 - 5244
栃木 運輸支局	028 - 658 - 7011
群馬 運輸支局	027 - 263 - 4440
千葉 運輸支局	043 - 242 - 7335
埼玉 運輸支局	048 - 624 - 1835
東京 運輸支局	03 - 3458 - 9233
神奈川 運輸支局	045 - 939 - 6801
山梨 運輸支局	055 - 261 - 0880
北陸信越運輸局	025 - 285 - 9154
新潟 運輸支局	025 - 285 - 3124
長野 運輸支局	026 - 243 - 4603
富山 運輸支局	076 - 423 - 0893
石川 運輸支局	076 - 291 - 7853
中部運輸局	052 - 952 - 8035
愛知 運輸支局	052 - 351 - 5312
静岡 運輸支局	054 - 261 - 2898
岐阜 運輸支局	058 - 279 - 3714
三重 運輸支局	059 - 234 - 8411
福井 運輸支局	0776 - 34 - 1601

運輸局・運輸支局	電話番号
近畿運輸局	06 - 6949 - 6445
大阪 運輸支局	072 - 822 - 6733
京都 運輸支局	075 - 681 - 9765
奈良 運輸支局	0743 - 59 - 2151
滋賀 運輸支局	077 - 585 - 7253
和歌山 運輸支局	073 - 422 - 2138
神戸運輸監理部兵庫陸運部	078 - 453 - 1104
中国運輸局	082 - 228 - 3436
広島 運輸支局	082 - 233 - 9167
鳥取 運輸支局	0857 - 22 - 4120
島根 運輸支局	0852 - 37 - 1311
岡山 運輸支局	086 - 273 - 2113
山口 運輸支局	083 - 922 - 5336
四国運輸局	087 - 835 - 6363
徳島 運輸支局	088 - 641 - 4811
香川 運輸支局	087 - 882 - 1357
愛媛 運輸支局	089 - 956 - 1563
高知 運輸支局	088 - 866 - 7311
九州運輸局	092 - 472 - 2521
福岡 運輸支局	092 - 673 - 1191
佐賀 運輸支局	0952 - 30 - 7271
長崎 運輸支局	095 - 839 - 4747
熊本 運輸支局	096 - 369 - 3155
大分 運輸支局	097 - 558 - 2107
宮崎 運輸支局	0985 - 51 - 3952
鹿児島 運輸支局	099 - 261 - 9192
沖縄総合事務局	098 - 866 - 1836